

告 示

埼玉県告示第百五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百五十四号	埼玉県和光市白子二丁目一二〇六番三一地 先から埼玉県朝霞市栄町五丁目一六五九番 一地先まで